

協議第3号

消防関係事業の取扱いについて

消防関係事業の取扱いについて提案する。

平成16年1月27日 提出

函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会
会長 函館市長 井上博司

協議項目第32号

消防関係事業の取扱い

- 1 戸井町，恵山町，椴法華村，南茅部町の常備消防については，函館市東消防署の南茅部支署，戸井出張所，恵山出張所，椴法華出張所とする。
- 2 消防団については，現行のとおりとし，連合消防団を組織する。

1 常備消防

【調整の具体的な内容】

戸井町，恵山町，椴法華村，南茅部町の常備消防については，函館市東消防署の南茅部支署，戸井出張所，恵山出張所，椴法華出張所とする。

(1) 消防本部組織体制

区 分	函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町
組 織	1本部3消防署11出張所	1本部6消防署2出張所（戸井町，恵山町，椴法華村，南茅部町，鹿部町，砂原町）			
	函館市消防本部	渡島東部消防事務組合消防本部（南茅部町）			
体 制 (H15.4.1)	消防吏員 66 名	消防吏員 5 名			
	事務吏員 2 名				
消 防 正 監	1 名	-			
消 防 監	2 名	1 名			
消 防 司 令 長	6 名	1 名			
消 防 司 令	12 名	1 名			
消 防 司 令 補	10 名	2 名			
消 防 士 長	23 名	-			
消 防 副 士 長	-	-			
消 防 士	12 名	-			
そ の 他 職 員	2 名	-			

(2) 消防署組織体制

区 分	函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町
組 織	西消防署，東消防署， 亀田消防署	戸井消防署	恵山消防署	椴法華消防署	南茅部消防署
体 制 (H15.4.1)	消防吏員 300 名	消防吏員 17 名	消防吏員 21 名	消防吏員 11 名	消防吏員 25 名
消 防 司 令 長	8 名	-	1 名	1 名	1 名
消 防 司 令	23 名	3 名	3 名	2 名	4 名
消 防 司 令 補	33 名	6 名	12 名	7 名	10 名
消 防 士 長	142 名	1 名	1 名	-	3 名
消 防 副 士 長	28 名	-	-	-	-
消 防 士	66 名	7 名	4 名	1 名	7 名

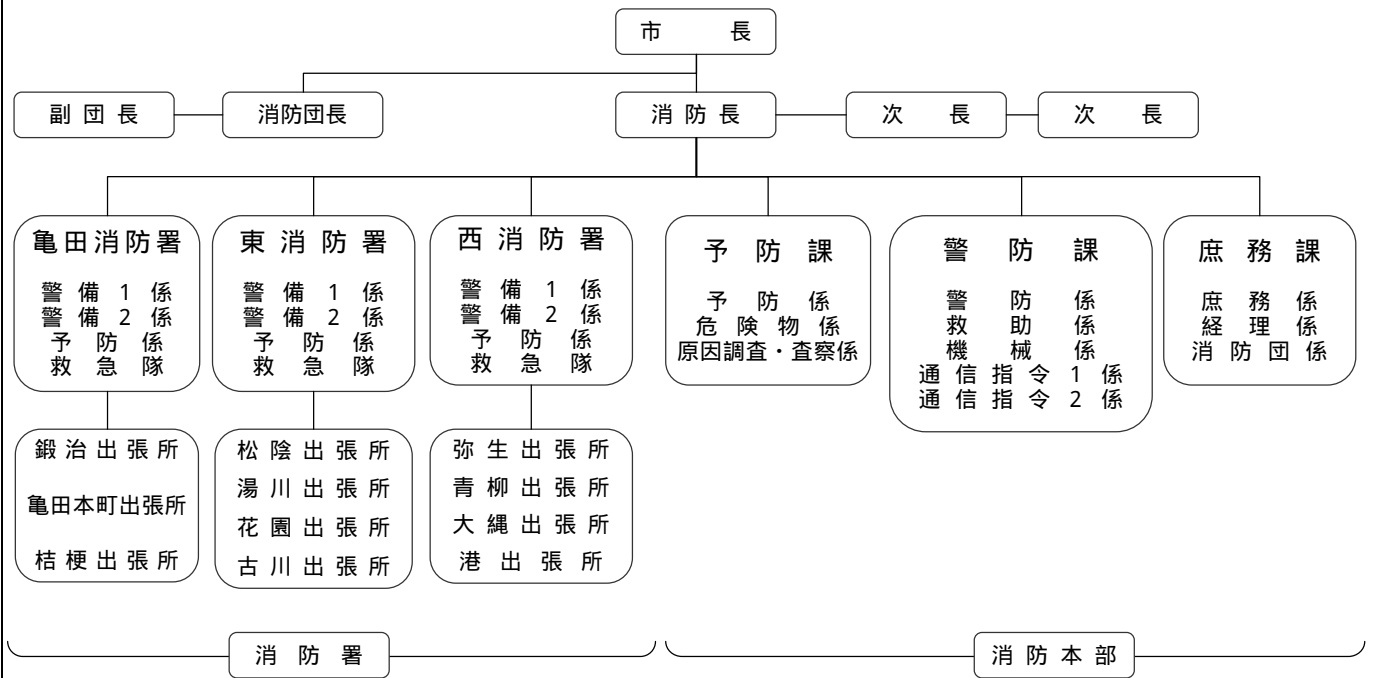
(3) 消防車両等の台数

区 分	函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町
消 防 ポンプ車	10 台	-	1 台	1 台	-
消 防 タンク車	15 台	2 台	2 台	1 台	2 台
小型動力付水槽車	-	-	-	-	1 台
消 防 指 揮 車	3 台	-	-	-	-
救 助 工 作 車	2 台	-	-	-	-
水 難 救 助 車	1 台	-	-	-	-
化 学 車	3 台	-	-	-	-
屈折はしご車	2 台	-	-	-	-
は し ご 車	2 台	-	-	-	-
原因調査車	1 台	-	-	-	-
救急自動車	7 台 (うち高規格5台)	1 台	1 台	1 台	2 台 (うち高規格1台)
合 計	46 台	3 台	4 台	3 台	5 台

現行の消防機構

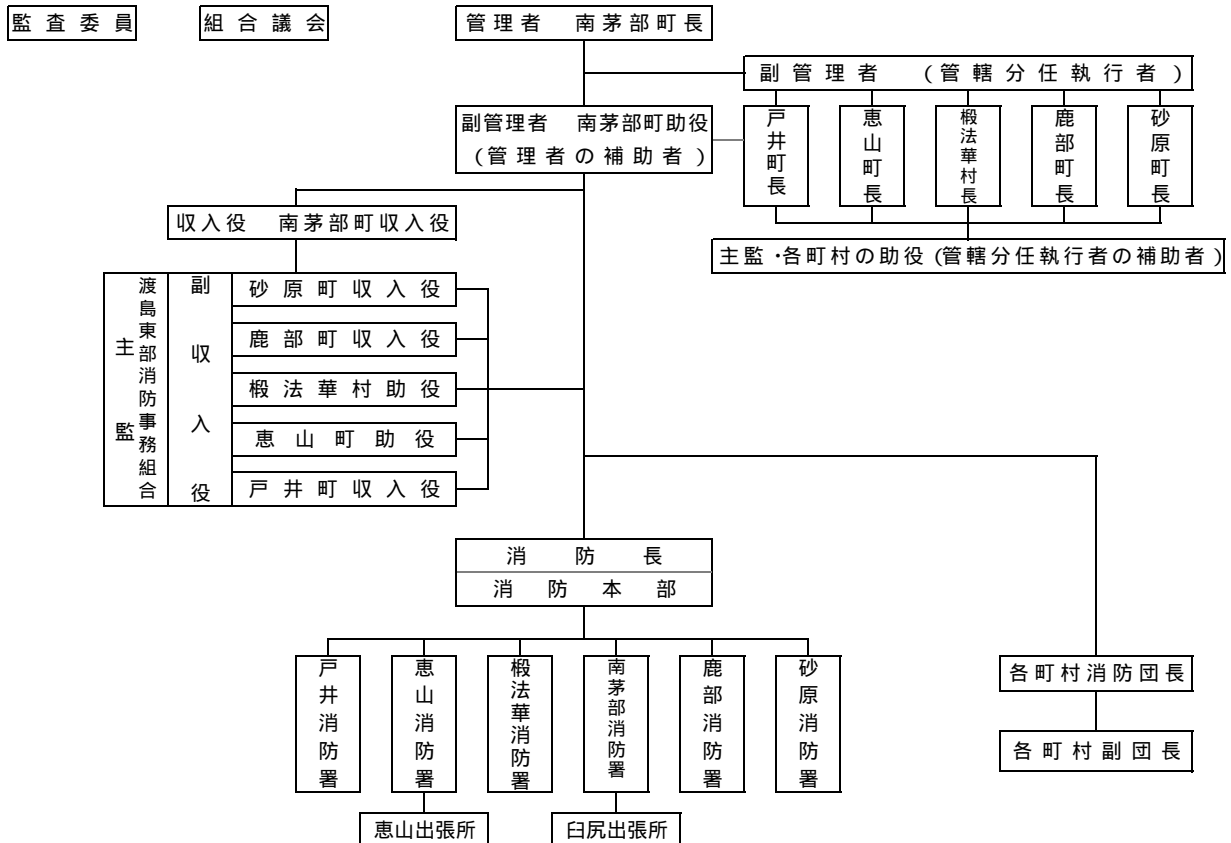
函館市消防機構

1本部 3消防署 11出張所



渡島東部消防事務組合消防機構

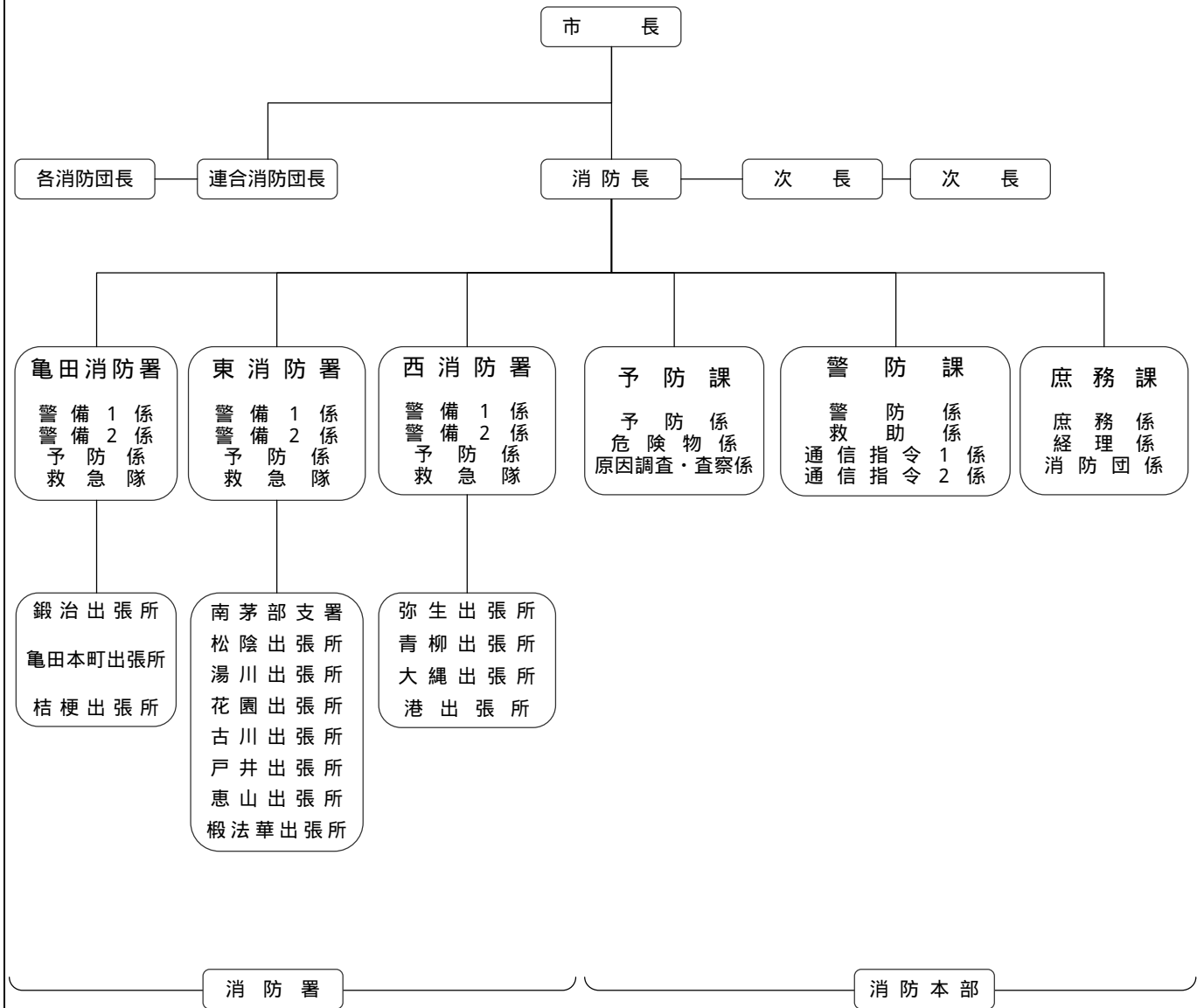
1本部 6消防署 2出張所



合併後の消防機構 (案)

函館市消防機構

1本部 3消防署 1支署 14出張所



2 消防団

【調整の具体的な内容】

- (1) 消防団については、現行のとおりとし、連合消防団を組織する。
- (2) 消防団員の年額報酬については、当分の間、現行のとおりとする。ただし、消防団長の年額報酬については、平成17年度より4町村の制度に統一する。
- (3) 消防団員の出勤報酬については、当分の間、現行のとおりとする。ただし、会議参加に伴う出勤報酬については、4町村の制度に統一する。

(1) 消防団組織

区分	函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町
消防団名	函館市消防団	渡島東部消防事務組合 戸井消防団	渡島東部消防事務組合 恵山消防団	渡島東部消防事務組合 椴法華消防団	渡島東部消防事務組合 南茅部消防団
体制	1本部23分団	1本部6分団	1本部6分団	1本部3分団	1本部8分団
(H15.4.1)	消防団員 785名	消防団員 109名	消防団員 121名	消防団員 53名	消防団員 178名
団長	1名	1名	1名	1名	1名
副団長	5名	2名	2名	2名	2名
分団長	28名	6名	6名	3名	8名
副分団長	26名	6名	6名	6名	8名
部長	81名	12名	12名	-	10名
班長	119名	12名	18名	6名	29名
団員	525名	70名	76名	35名	120名

(2) 消防団年額報酬

区分	函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町
団長	62,000円	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円
副団長	49,000円	60,000円	60,000円	60,000円	60,000円
分団長	34,000円	40,000円	40,000円	40,000円	40,000円
副分団長	29,000円	25,000円	25,000円	25,000円	25,000円
部長	17,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円
班長	17,000円	22,000円	22,000円	22,000円	22,000円
団員	16,000円	21,000円	21,000円	21,000円	21,000円

(3) 消防団出勤報酬

(1回当たり)

区分	函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町
水・火災	4,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円
警戒	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円
訓練	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円
その他の出勤	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円
会議	4,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円

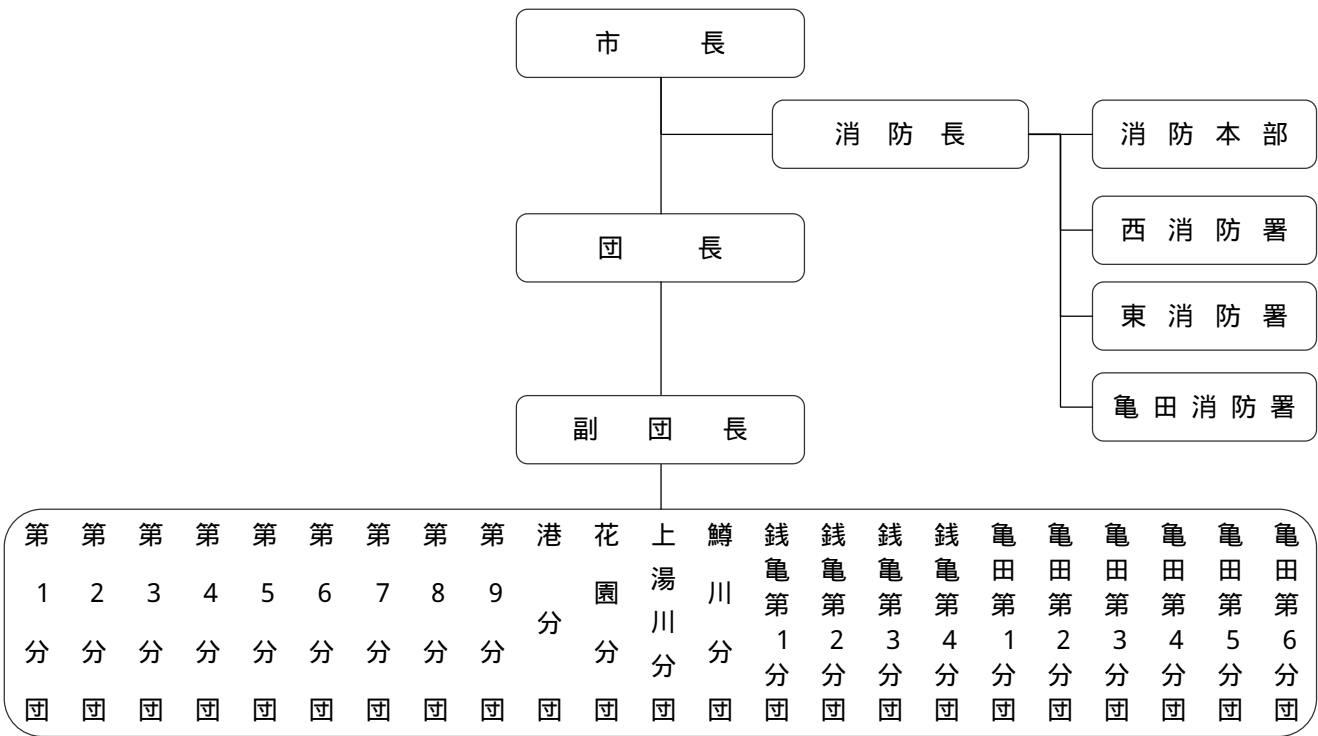
(4) 消防車両等の台数

区分	函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町
消防ポンプ車	-	-	-	-	3台
動力ポンプ付積載車	-	5台	6台	5台	5台
積載車	-	1台	-	-	-
小型動力ポンプ	11台	-	-	-	3台

現行の消防団機構

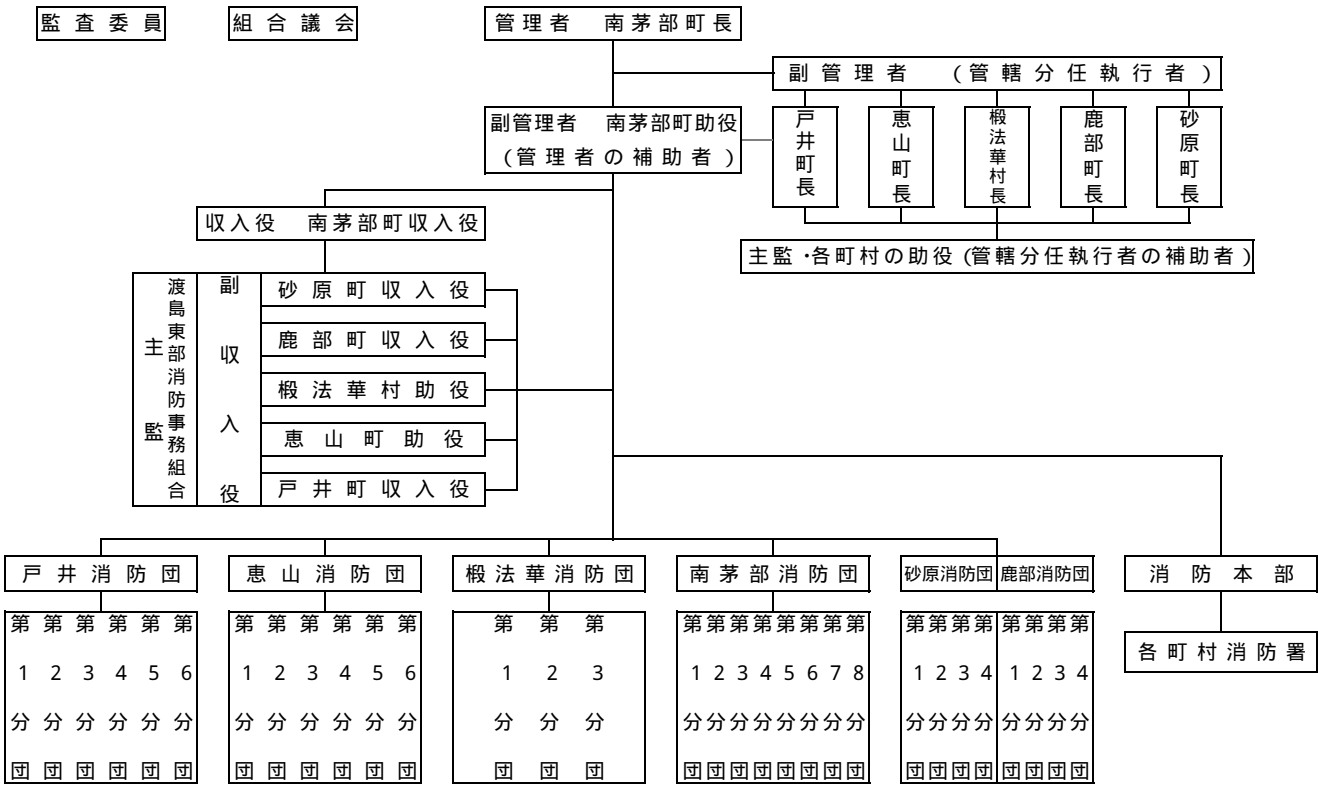
函館市消防団機構

1 本部 2 3 分団



渡島東部消防事務組合消防機構

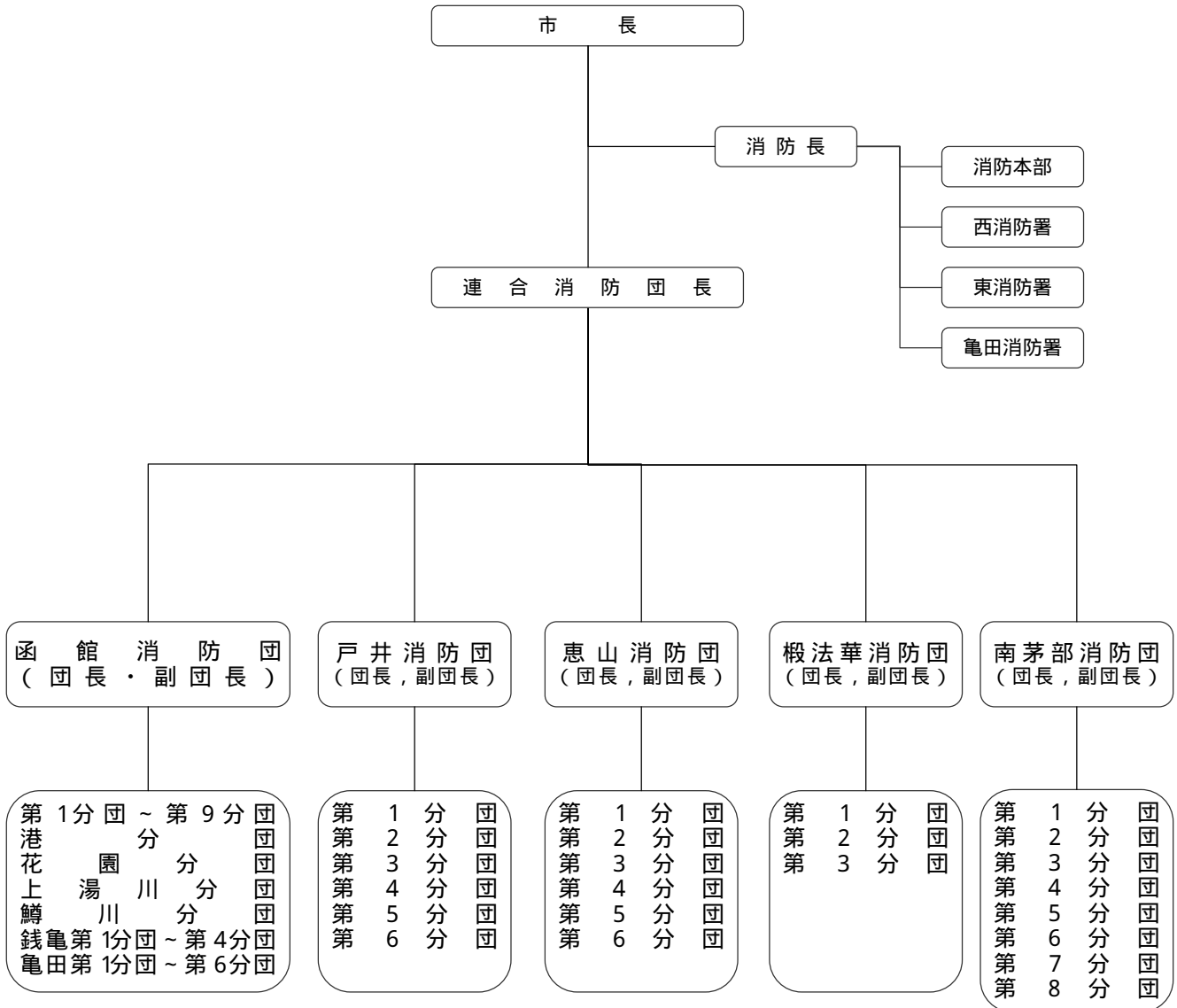
6 本部 3 1 分団



合併後の消防団機構 (案)

函館市消防団機構

1連合 5本部 46分団



防災事業の取扱いについて

防災事業の取扱いについて提案する。

平成16年1月27日提出

函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会
会長 函館市長 井上博司

協議項目第33号	防災事業の取扱い
----------	----------

- | | |
|--|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 地域防災計画は、函館市の地域防災計画を基本としながら統合・再編し、作成することとする。2 災害対策本部の設置基準および組織体制については、それぞれの地域特性や経緯を踏まえながら、統合・再編を行い、調整することとする。3 防災無線システムについては、現行のとおりとする。
ただし、4町村の防災行政無線については、函館市との通信体制を整備することとする。4 火山対策については、現行のとおりとする。 | |
|--|--|

1 地域防災計画

【調整の具体的な内容】

地域防災計画は、函館市の地域防災計画を基本としながら統合・再編し、作成することとする。

区 分	函館市	戸井町	恵山町	楳法華村	南茅部町
作成年	平成12年	平成8年	昭和62年	平成元年	平成12年
計画の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・災害予防計画 ・災害応急対策計画 ・災害復旧計画 ・風水害対策計画 ・雪害対策計画 ・海上災害対策計画 ・林野火災対策計画 ・航空災害対策計画 ほか 				

2 災害対策本部

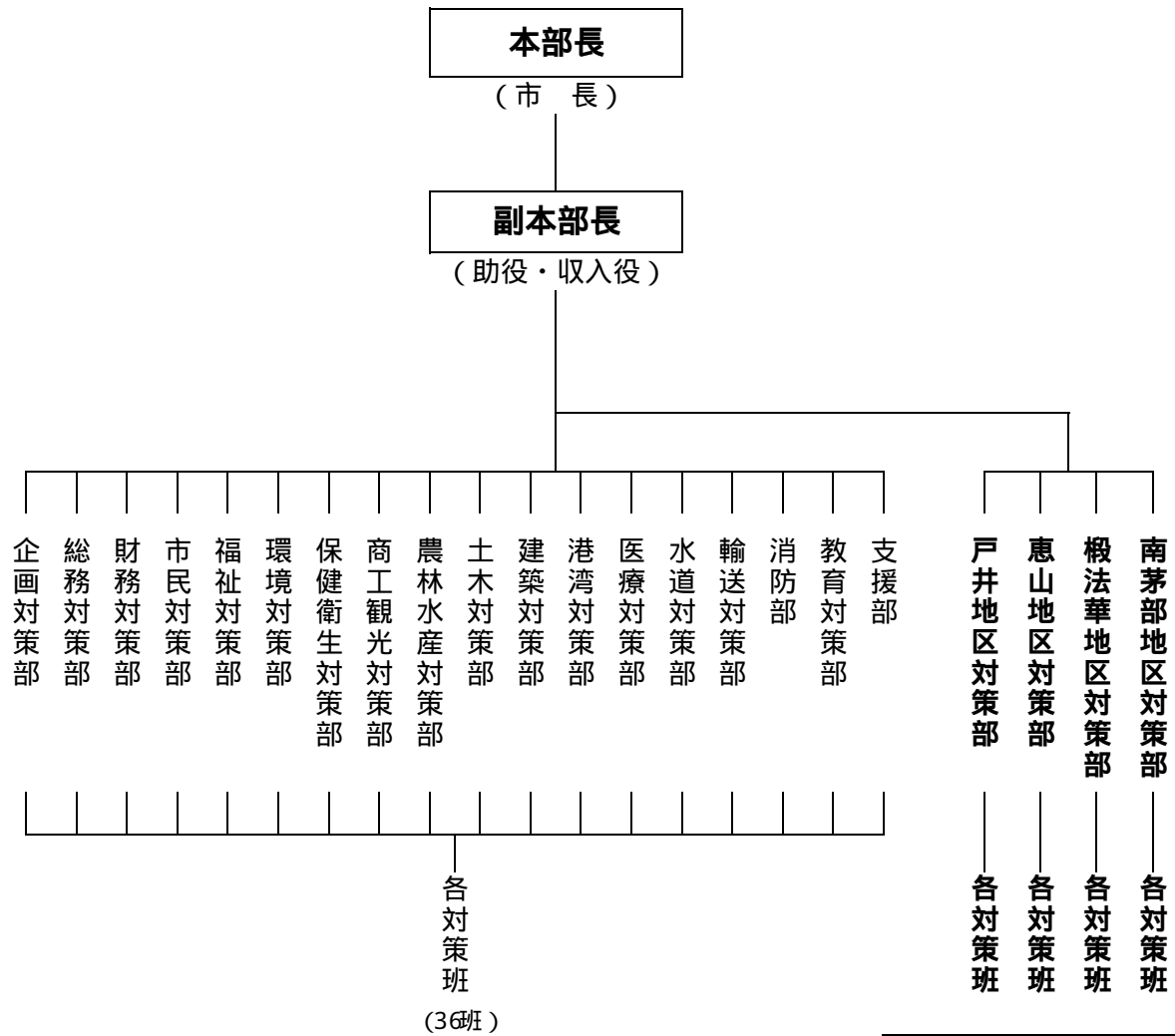
【調整の具体的な内容】

災害対策本部の設置基準および組織体制については、それぞれの地域特性や経緯を踏まえながら、統合・再編を行い、調整することとする。

区 分	函館市	戸井町	恵山町	楳法華村	南茅部町
設置基準	<p>市長が設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生する恐れがあり、その対策が必要な場合 ・災害が発生し、その規模および範囲から特に対応が必要な場合 ・気象、地象、水象についての情報または警報を受け、対策の必要がある場合 ・震度5弱以上の地震が発生した場合 ・気象庁から大津波警報が発表された場合 	<p>町長が設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な災害が発生する恐れがあり、その対策を要するとき ・災害が発生し、その規模およびその範囲から特に対応を要するとき ・気象業務法に基づく気象、地象及び水象に関する情報または警報を受け、非常配備体制の必要があるとき 	<p>町長が設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な災害が発生する恐れがあり、その対策を要するとき ・災害が発生し、その規模および範囲から判断して特に対策を要するとき ・気象、地象および水象についての情報または、警報を受け非常配備の必要があるとき 	<p>村長が設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害が広範な地域にわたり、又は拡大する恐れがあるとき ・大規模な災害が発生し又は発生のおそれがあるとき ・気象、地象及び水象についての情報又は警報を受け、非常配備の必要があるとき 	<p>町長が設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害が広範な地域にわたり、又は拡大する恐れがあり、その対策を要するとき ・大規模な災害が発生し又は発生のおそれがあるとき ・気象、地象及び水象についての情報、又は警報を受け、非常配備の必要があるとき
組織体制	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長 市長 ・副本部長 助役 収入役 ・対策部長（18対策部） ・対策班長（36班） ・班員 	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長 町長 ・副本部長 助役 ・本部付け 収入役 教育長 ・対策部長（11対策部） ・対策班長（11班） ・班員 	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長 町長 ・副本部長 助役 収入役 ・対策部長（11対策部） ・対策班長（19班） ・班員 	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長 村長 ・副本部長 助役 収入役 ・対策部長（7対策部） ・対策班長（10班） ・班員 	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長 町長 ・副本部長 助役 ・本部付け 収入役 教育長 ・対策部長（6対策部） ・対策班長（10班） ・班員

函館市災害対策本部の組織 (合併後)

当分の間，下記の組織体制を基本としながら，調整していくものとする。



4 地区対策部の対策班体制

- ・ 総務対策班
- ・ 民生対策班
- ・ 建設対策班
- ・ 産業対策班
- ・ 教育対策班
- ・ 医療対策班

4町村に地区対策部を新たに設置し，函館市地域防災計画における現地対策本部と同等の機能を有するものとする。

- ・ 災害現場における指揮
- ・ 災害対策本部，防災関係機関との連絡調整
- ・ 緊急時の避難勧告，避難指示
- ・ その他

3 防災無線システム

【調整の具体的な内容】

防災無線システムについては、現行のとおりとする。
ただし、4町村の防災行政無線については、函館市との通信体制を整備することとする。

区 分	函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町
防災無線の種類	地域防災無線	市町村防災行政無線	市町村防災行政無線	市町村防災行政無線	市町村防災行政無線
無線施設・設備	基地局 1箇所 (市庁舎内) 中継局 1箇所 【移動系】 車載型無線機 144台 携帯型無線機 46台 半固定型無線機 21台	親局 1箇所 (町庁舎内) 中継局 3箇所 【同報系】 遠隔制御局 4箇所 (消防署, 漁協) 個別受信機 1,429台 拡声子局 25基 【移動系】 車載型無線機 1台	親局 1箇所 (町庁舎内) 中継局 1箇所 【同報系】 遠隔制御局 5箇所 (消防署, 漁協) 個別受信機 1,684台 拡声子局 25基	親局 1箇所 (村庁舎内) 【同報系】 遠隔制御局 2箇所 (消防署, 漁協) 個別受信機 611台 拡声子局 13基 【移動系】 車載型無線機 4台 携帯型無線機 8台	親局 1箇所 (町庁舎内) 中継局 3箇所 【同報系】 遠隔制御局 8箇所 (消防署, 漁協) 個別受信機 2,538台 拡声子局 60基
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・非常通信（災害の発生等非常の場合に行う通信） ・普通通信（平常時に行う通信） ・訓練通信（訓練のために行う通信） 	<ul style="list-style-type: none"> ・非常通報, その他緊急事態の通報及び連絡 ・町政の連絡及び啓発指導 ・その他町長が必要と認める事項の通報および連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害緊急指令の伝達及び避難誘導に関する放送 ・風水害等に関する警報または気象情報の放送 ・一般行政事務に関する周知事項 ・農林水産等に関する情報の伝達 ・その他必要と認められる放送 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害その他緊急時における通報 ・村の広報活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害緊急指令の伝達及び避難誘導に関する放送 ・風水害等に関する警報または気象情報の放送 ・一般行政事務に関する周知事項の放送 ・漁協一般業務に関する情報の放送 ・その他町長が必要と認められる放送

4 火山対策

【調整の具体的な内容】

火山対策については、現行のとおりとする。

区 分	函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町
対策内容			火山噴火「恵山」対策計画 <ul style="list-style-type: none"> ・噴火予測と被害想定 ・災害予防対策 ・災害応急対策 ・災害復旧対策 ・恵山火山防災会議協議会の設置 	火山噴火「恵山」対策計画 <ul style="list-style-type: none"> ・噴火予測と被害想定 ・災害予防対策 ・災害応急対策 ・災害復旧対策 ・恵山火山防災会議協議会の設置 	火山噴火「駒ヶ岳」対策計画 <ul style="list-style-type: none"> ・火山の諸現象と想定 ・災害予防対策 ・災害応急対策 ・災害復旧対策 ・駒ヶ岳火山防災会議協議会の設置